

指定特定相談支援事業者 様
指定障がい児相談支援事業者 様

福祉局障がい者部障がい福祉課長
こども未来局子育て支援部こども発達支援課長

モニタリング報告書の提出について（通知）

平素から、本市の障がい福祉行政の推進にご協力賜り厚く御礼申し上げます。
標記の件につきましては、現在下記のとおり区役所へご提出いただいているところですが、モニタリング報告書が未提出な事業所や、未作成な事業所が散見されます。

つきましては、区役所において適切な支給決定を行うために、モニタリングの実施状況を把握する必要があることから、取扱いを一部変更しますのでお知らせいたします。

記

1 モニタリング報告書の提出が必要な場合

現行	変更後（令和5年5月から）
① モニタリング後の変更申請の場合	① モニタリング後の変更申請の場合
② 支給決定を更新する場合	② 支給決定を更新する場合
③ モニタリング期間を変更する場合	③ モニタリング期間を変更する場合
④ モニタリング期間が1月ごと（毎月）の場合	④ ①～③以外でモニタリングを実施した場合

2 注意事項

- ・利用者の体調等が原因で前後1か月ずれてモニタリングを実施した場合は、実施後に提出すること。

福岡市福祉局障がい者部障がい福祉課 指定指導第2係

担当：吉田、小林、西田

TEL：092-711-4249

福岡市こども未来局子育て支援部こども発達支援課

担当：小西、長谷川、竹中、矢野

TEL：092-711-4178